

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の 策定方針・骨子の見直し等について

※【 】内 策定方針における該当箇所、ページを記載

1. 見直しの背景

（1）新型コロナウイルスの感染拡大の影響 【1. 策定にあたって（P2,3）】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、「住民が集い、支え合う」という地域福祉の根幹が揺らぎました。
- ・様々な地域福祉活動が、緊急事態宣言期間を中心に、休止や中止を余儀なくされています。
- ・高齢者のフレイル（虚弱）や生活困窮など、様々な課題が発生しています。

（2）社会福祉法の改正 【1. 策定にあたって（P3,5～8）、2. 地域福祉を取り巻く状況の変化（P10,11）】

- ・令和2年6月に社会福祉法が改正され、『地域共生社会の実現』に向けた具体的な方向性が示されました。

2. 見直しの方向性・考え方

（1）計画期間の変更 【1. 策定にあたって（P9）】

- ・ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた見直しを行うため、第5期千葉市地域福祉計画の策定を当初予定より1年延期し、計画期間を令和4年度～8年度までの5年間とします。
- ・新型コロナウイルスの影響は継続しているものの、感染防止対策等に様々な知見が蓄積されるとともに、ワクチン接種が開始されるなど、収束に向けた明るい兆しも見受けられます。
- ・しかしながら、未だ流動的な要素が多いことから、新型コロナウイルスの収束の状況を注視しつつ、必要に応じて、中間見直しを行うこととします。

（2）ウィズコロナ、アフターコロナへの対応 【4. 住民同士の支え合い（P14,15）、5. 地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み（P16,17）】

- ・「新しい生活様式」への対応や地域活動へのオンライン活用等の視点を取り入れます。

（3）社会福祉法の改正への対応 【4. 住民同士の支え合い（P14,15）、5. 地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み（P16,17）】

- ・『地域共生社会の実現』に向け、社会福祉法の改正を踏まえ、本市における包括的な

支援体制の在り方等について検討する必要があります。

・『地域共生社会の実現』に向けては、防犯・防災、住まい、就労や教育など、広範な分野をまたぐ取組みを盛り込むことが必要です。

・地域福祉計画は、単に「福祉」の計画ではなく、「地域づくり」全般の計画の色合いが濃くなっており、ありとあらゆる分野、人とともに策定・推進する必要があります。

・市は、計画の策定にあたり、従来の「縦割り」からの脱却をこれまで以上に進め、横断的に連携することが必要です。

・地域においては、策定にあたり取り入れていただきたい視点の1つである「企業、学校、社会福祉事業者、NPOなど多様な主体との連携」を強く意識していただき、区支え合いのまち推進協議会へのより多様な主体の参画も含め、連携を深めていくことが必要です。

(4) 策定工程の見直し【9. 策定スケジュール (P21)】

・策定の工程は、当初令和2年度に予定していた内容・スケジュールを踏襲します。

3. その他（策定方針・骨子の見直しに含まれないもの）

(1) 令和3年度の対応及び令和2年度の評価及び総括

策定の1年延期に伴い、令和3年度は計画の空白期間となりますが、市計画については、新型コロナウイルスの影響を踏まえつつ、令和2年度の実績の継続を基本とします。また、区計画は、令和2年度の実績を意識しつつ、コロナ禍においても可能な活動を継続していただき、地域のつながりを絶やさないよう努めていただくとともに、次期計画の内容を検討いただく期間とします。

なお、区計画の令和2年度の実績及び総括については、新型コロナウイルスの多大な影響を受けていることから、単年度の実績は実施せず、第4期（3年間）の「実績」「総括と今後の課題」等を整理し、次期計画につなげます。

(2) 千葉市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関係

地域福祉推進の両輪となる地域福祉活動計画については、本計画と計画期間を合わせ、引き続き協働を図ります。

(3) 市民にわかりやすく、浸透する計画づくり

市民にわかりやすく、浸透する地域福祉計画とするため、策定にあたっては、より多様な主体の参画を促すとともに、計画書の構成や内容を工夫するほか、新たに若年層等に向けた漫画（デジタル形式）を作成します。